

平成27年 9月 8日

各 位

会社名 株式会社 東日本銀行
代表者名 代表取締役頭取 石井 道遠
(コード番号 8536 東証第1部)
問い合わせ先 執行役員経営企画部長 酒井 隆
(TEL 03-3273-4073)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催した取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年12月21日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の議案とすることを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

本日公表しました「株式会社横浜銀行と株式会社東日本銀行との株式移転方式による経営統合に関する最終合意等について」のとおり、当行は株式会社横浜銀行と共同株式移転の方式により、平成28年4月1日（予定）に両行の完全親会社となる「株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ」（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）、ならびに共同持株会社の概要および本株式移転の条件等について本日開催した取締役会において決議し、本株式移転の承認に関して本臨時株主総会の議案（以下「本株式移転議案」といいます。）とすることを予定しております。

当行は、多数の株主の方に対する定時株主総会の招集等に関する事務手続きを円滑に進めるため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第12条に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において本株式移転議案が承認され、平成28年4月1日をもって本株式移転の効力が発生しますと、当行の株主は共同持株会社1名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。

これに伴いまして、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第12条を削除するとともに、現行定款第13条以下の各条項を1条ずつ繰り上げるものであります（以下「本定款変更」といいます。）。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において本株式移転議案が承認されることおよび平成28年3月31日の前日までに本株式移転議案において承認された株式移転計画の効力が失われていないことを条件として、平成28年3月31日にその効力を生じるものといたします。

2. 定款変更の内容

変更内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第12条 (基準日) <u>当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u>	(削除)
第13条～第39条 (条文省略)	第12条～第38条 (条文省略)

3. 日程

定款一部変更のための臨時株主総会開催日 平成27年12月21日 (月) (予定)
定款一部変更の効力発生日 平成28年 3月31日 (木) (予定)

(ご参考)

平成28年3月期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の剰余金の配当(期末配当)につきましては、平成28年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、当行からお支払いする予定でございます。

株式会社東日本銀行および株式会社横浜銀行または両行のうちいずれか一行は、両行の経営統合(「本件経営統合」)が行われる場合、それに伴い、Form F-4 による登録届出書を米国証券取引委員会(「SEC」)に提出する可能性があります。Form F-4 を提出することになった場合、Form F-4 には、目論見書(prospectus)およびその他の文書が含まれることとなります。Form F-4 が提出され、その効力が発生した場合、本件経営統合を承認するための議決権行使が行われる予定である株主総会の開催日前に、Form F-4 の一部として提出された目論見書が、両行または両行のうちいずれか一行の米国株主に対し発送される予定です。Form F-4 を提出することになった場合、提出される Form F-4 および目論見書には、両行に関する情報、本件経営統合およびその他の関連情報などの重要な情報が含まれます。かかる目論見書が配布される米国株主におかれましては、株主総会において本件経営統合について議決権を行使される前に、本件経営統合に関連してSECに提出される可能性のある Form F-4、目論見書およびその他の文書を注意してお読みになるようお願いいたします。本件経営統合に関連してSECに提出される全ての書類は、提出後にSECのホームページ(www.sec.gov)にて無料で公開されます。なお、かかる資料につきましては、お申し込みに基づき、無料にて郵送いたします。郵送のお申し込みは、下記記載の連絡先にて承ります。

株式会社東日本銀行 経営企画部 広報 CSR 室

TEL : 03-3273-4073

将来見通しに関する注意事項

このお知らせには、上記の株式会社東日本銀行と株式会社横浜銀行の間の経営統合およびその結果にかかる将来見通しに関する記述が含まれています。これらの将来に関する記述は、

「見込みます」、「目指します」、「します」、「リスク」、「可能性」もしくはこれらと同様の表現、または戦略、目標、計画、意図などに関する説明という形で示されています。様々な要因に影響を受けて、両行の実際の業績は本書面に述べられている将来に関する記述と大きく異なってくる可能性があります。かかる要因には以下が含まれますが、以下に限定されるものではありません。

- 両行が本案件の条件について合意できないこと
- 本案件に必要な株主総会の承認が得られないこと
- 本案件に必要なとされる許認可が得られないこと、またはその他本案件の完了の条件が充足されないこと
- 両行に適用される法制度、会計基準または経営環境の変化が及ぼす影響
- 両行の事業戦略を実行する上での課題
- 金融市場の不安定性を含む一般的経済状況または業界状況の変化が及ぼす影響
- 本案件の遂行に関するその他のリスク

以 上